

～給付認定変更申請について～

保育園入園・認定要件に変更が生じ、保育利用時間の変更が必要となる場合は、下記のとおり手続きを行っていただきますようお願いします。

1、保育利用時間と保育園入園・認定要件

保育必要量の区分	保育園入園・認定要件		保育を利用できる時間
保育標準時間 (2・3号認定)	●就労時間	月120時間以上 (休憩時間を含む)	原則的な保育時間は 8時から16時 (一日あたり最長11時間) ※早朝7時から7時30分まで、夕方18時30分から 延長保育料がかかります
	●就学時間		
	●妊娠・出産(産前2ヵ月、産後最長6ヵ月)		
	●介護・看護		
保育短時間 (2・3号認定)	●災害復旧		原則的な保育時間は 8時から16時 (一日あたり最長8時間) ※早朝7時から7時30分まで、夕方16時30分から 延長保育料がかかります
	●就労時間(※1)	月48時間以上 月120時間未満 (休憩時間を含む)	
	●就学時間(※1)		
	●育児休業取得時の継続利用(※2)		
	●介護・看護		
	●求職活動		

- ※1 勤務時間、就学時間、通勤時間を含めて保育短時間の時間帯(16時30分)を越える場合に該当する際は、標準時間とすることができる。
- ※2 育児休業を取得した際は、基本的に短時間とするが、状況により、標準時間でも可。(要相談)必ず育児休業証明が必要。また育児休業から復職する際は、復職する月より標準時間とする。(但し、復職先が標準時間に該当する就労要件に限る)
- 【例】復職日が5月20日の場合 ⇒ 5月1日から標準時間。4月30日まで短時間。

- ◎1号認定の標準的な教育時間は、8時30分から12時30分で、16時までは預かり保育としての保育となります。
- ◎市外の施設を利用される方は基本、就労のみの認定となります。(なお、1号認定は、幼稚園型認定こども園のみ対象、2・3号認定は就労による認定、延長保育は施設ごとの設定となります。)

2、保育利用時間変更申請



保育利用時間の変更(切替)については、原則**月単位**となります。

※月途中での保育利用時間は変更できません。途中で保育利用時間を延長したい場合は、延長保育(有料)を利用していただくことになります。

【保育利用時間変更申請方法】

- ① 保育時間を**変更したい月の前月の20日まで**に保育園へ給付認定変更申請書及び現在お持ちの給付認定証を提出。(市外施設利用の方は、子育て支援課まで提出下さい。)
- ② **申請の翌月から、保育利用時間が変更**となる。
※保育利用時間変更申請の際には、保育園入園・認定要件が変更となることを証明する書類(ex.求職活動⇒就労変更の場合は勤務証明書)の提出が必要となりますが、勤務開始以降でないと就労証明書が発行されない等の理由により、**申請時に証明書類を提出できない場合があっても申請することができます。(但し、変更申請してから1ヵ月以内に提出する必要があります。)**